

生命保険金を活用した

相続対策 その③

～生命保険金の「受取人」の活用～

生命保険金は相続対策に有効だ！

って聞いたことありませんか？

生命保険金がどのように相続対策に有効か、

正しい活用方法や注意点について一緒に

見ていきましょう。



生命保険金を相続対策で活用するメリット

生命保険金の活用メリットは次の4つです

1. 生命保険金の「非課税枠」が使える（その②動画で説明）
2. 受取人を生前に自由に選べる（その③動画で説明）
3. 納税資金を確保できる（その④動画で説明）
4. 生命保険金は遺産分割の対象外（その⑤動画で説明）

生命保険金の「受取人」の決め方

生命保険金の「受取人」として指定できるのは

- ・ 配偶者
- ・ 子供
- ・ 両親
- ・ 祖父母
- ・ 兄弟姉妹
- ・ 孫

など2親等以内の親族となります。

親族以外は基本指定することはできません。

生命保険金の「受取人」の決め方

生命保険金の「受取人」の指定の例外として

- ・ 甥、姪を受取人とする場合は、他に2親等内の親族がいないことを証明すると保険会社によってはOKが出るケースがあります。
- ・ 一定の条件を満たせば内縁者でも受取人として認められるケースがあります。
(保険会社によって取り扱いが異なります)

生命保険金の「受取人」の変更

「受取人」の変更は生前ならいつでも可能

- ・ 契約者の自署・押印があれば変更が可能です。
- ・ 受取人を複数人指定（受取割合を決める）ことも可能です。
- ・ 遺言でも受取人の変更が可能なケースも。

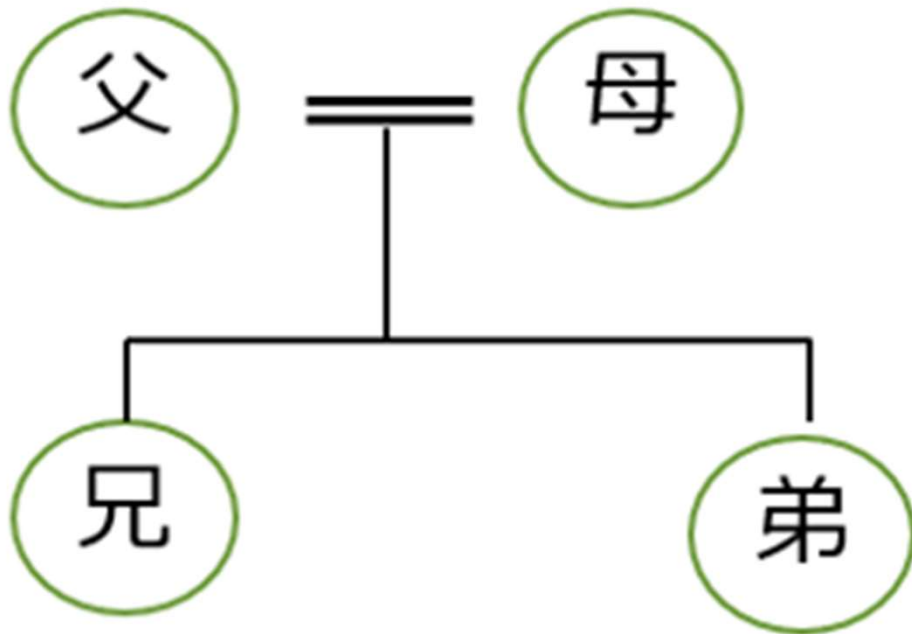


相続直前まで保険金の行き先を自由に決めることが可能

生命保険金の「受取人」が先に亡くなっている場合

「受取人」が先に亡くなった場合

- ・ 受取人の変更はしていますか？変更していないと受取人が存在しなくなってしまう。



END